

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市B&G海洋センターの設置及び管理条例(平成16年西条市条例第104号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第6条の規定により海洋センターを使用しようとする者は、丹原B&G海洋センター利用申請書兼登録台帳(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、競技会等で海洋センターの全部又は一部を専用して使用しようとする者は、丹原B&G海洋センター使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(平20規則13・一部改正)

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項の申請書兼登録台帳を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、丹原B&G海洋センター登録証(様式第3号)を申請者に交付する。

2 前項の登録証の交付を受けた者は、海洋センターを使用するときには、その都度、その登録証を提示し、使用許可を受けなければならない。

3 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、丹原B&G海洋センター使用許可書(様式第4号)を申請者に交付する。

4 前項の許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、海洋センターを使用する際にはその許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(平20規則13・一部改正)

(使用の変更等)

第4条 第2条第2項並びに前条第3項及び第4項の規定は、使用許可に係る変更の手続について、準用する。

(平20規則13・一部改正)

(使用料の減免)

第5条 条例第7条第2項による使用料の免除は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催又は共催する事業に使用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 条例第7条第2項による使用料の減額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が後援する事業に使用するとき 使用料の5割以内で市長が定める額

(2) 団体で使用する場合で、使用人数が20名以上のとき 使用料の5割以内で市長が定める額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき

3 一括して11回分の使用料を前納するときは、1回分を免除することができる。

4 保護者1人につき、幼児(小学校入学前の者をいう。)3人までの使用料を免除することができる。

5 第1項及び第2項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、丹原B&G海洋センター使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、第1項第1号に掲げる場合は、この限りでない。

(平20規則13・一部改正)

(使用料の還付)

第6条 条例第8条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、丹原B&G海洋センター使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(平20規則13・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、施設内の秩序を尊重し、職員の指示に従わなければならない。

(使用後の点検)

第8条 海洋センターの使用者は、その使用を終了したとき又は使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復し、返還しなければならない。

(読替規定)

第9条 条例第12条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第6条第5項及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」及び「様式第2号」とあり、第3条中「様式第3号」及び「様式第4号」とあり、第5条中「様式第5号」とあり、並びに第6条中「様式第6号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と読み替えるものとする。

(平20規則13・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に廃止前の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例施行規則(平成16年西条市教育委員会規則第40号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年4月23日規則第13号)

この規則は、西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成20年西条市条例第6号)の施行の日から施行する。

附 則(平成20年12月26日規則第24号)抄

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平20規則13・追加、平20規則24・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

西条市長 殿						丹原B&G海洋センター利用申請書兼登録台帳					
						登 録 番 号					
						登録年月日		年 月 日			
丹原B&G海洋センターを使用したいので申請します。											
氏 名	(ふりがな)					利 用 区 分	幼 児 小・中学生 高校生・一般				
住 所						電 話	()				
減免() ※太枠欄のみ記入してください。											
水中モニター登録料		年度済		年度済		年度済		年度済		年度済	
		・ ・ 納付		・ ・ 納付		・ ・ 納付		・ ・ 納付		・ ・ 納付	

様式第2号(第2条関係)

(第 号)

丹原B&G海洋センター使用許可申請書			
西 条 市 長 殿		年 月 日	
申 請 者		団 体 名	
		住 所	
		氏名(代表者) ㊟	
		電 話	
次のとおり丹原B&G海洋センターを使用したいので申請します。			
行 事 名(目的)			
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
使用予定人数	幼児： 人 ・小・中学生： 人 高校生・一般： 人 ・計： 人		
※ 使 用 料	円		
使 用 責 任 者		連 絡 先	電 話
その他参考となるべき事項			

※の欄は記入しないこと。

注意1 使用料の減免措置条項が複数該当する場合はいずれか1の条項のみを適用する。

2 使用許可申請書は使用する一週間前までに提出してください。

様式第3号(第3条関係)

(平20規則13・追加)

様式第3号(第3条関係)

丹原B&G海洋センター

登 録 証

登 録 番 号		
登録年月日	年	月 日
氏 名		

利用 区分	市 内	幼 児 小・中学生
	市 外	高校生・一般 減免()

西 条 市

表面

※プールを利用するには必ずこの登録証
をご持参ください。

※利用区分が変更となった場合には、登録の
変更をお願いします。

※この登録証を紛失した場合には、すみやか
に海洋センターまで連絡してください。

水中モニター 登録料	年度済		年度済	
	・ ・ 納付		・ ・ 納付	
年度済		年度済		年度済
・ ・ 納付		・ ・ 納付		・ ・ 納付

丹原B&G海洋センター

電話 0898—75—3933

裏面

様式第4号(第3条関係)

(平20規則13・旧様式第3号繰下)

様式第4号(第3条関係)

(第 号)

丹原B&G海洋センター使用許可書			
年 月 日			
申 請 者 団 体 名 _____ 住 所 _____ 氏名(代表者) _____			
西 条 市 長 印			
次のとおり丹原B&G海洋センターの使用を許可します。			
行 事 名(目的)			
使 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
使用予定人数	幼児： ()人・小・中学生： ()人 高校生・一般： ()人・計： ()人		
使 用 料	円		
使 用 責 任 者		連 絡 先	電 話
その他参考となるべき事項			

- 許可条件
- 1 入場の際にこの許可書を係員に提出してください。
 - 2 この許可書は他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
 - 3 施設、備品等を破損し、又は滅失したときは、弁償していただきます。
 - 4 使用後は、整理整頓清掃をし、係員の点検を受けてください。

様式第5号(第5条関係)

丹 原 B & G 海 洋 セ ン タ ー 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
T E L ー
職 業

㊞

西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例施行規則第5条第5項の規定により、下記のとおり海洋センターの使用料の減免を受けたいので申請します。

許可を受けた年月 日及び許可番号	年 月 日
	第 号
許 可 内 容	
減免(免除)を受け る理由及び金額	
	円
その他必要な事項	
備考	

様式第6号(第6条関係)

丹 原 B & G 海 洋 セ ン タ ー 使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
T E L ー
職 業

印

西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり海洋センターの使用料の還付を受けたいので申請します。

許可を受けた年月 日及び許可番号	年 月 日
	第 号
許 可 内 容	
減免(免除)を受け る理由及び金額	
	円
その他必要な事項	
備考	